

○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）	1
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）	4
○	道路法等の一部を改正する法律案	5
○	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）	12
○	道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）	14
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	15
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	17
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	19
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）	20
○	半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）	21
○	道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）	22
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	41
○	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）	43
○	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）	46

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）

（国の負担の割合の特例）

第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。

一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改築

四 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

五 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。）で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものうち、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

3 一般国道の改築で、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの、次に掲げるもの（第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十

九号)による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築

二 都市計画において定められた道路で舗装(第一項第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。)がされているもの又は舗装がされていない道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築(車道の幅員が十三メートル未満の道路について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。)

4 一般国道の改築で離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるものうち、第一項各号に掲げるもの、第二項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

(国の補助の割合の特例)

第二条 次に掲げる都府県道等(都府県道又は市町村道(道の区域内のものを除く。)をいう。以下同じ。)の改築で前条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等

2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 地域社会の中心となる都市(以下この号において「中心都市」という。)とその周辺の地域の市町村(以下この号において「周辺市町村」という。)又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

二 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十条に規定する道路

3 前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

4 第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

(土地区画整理事業に係る国の負担の割合等の特例)

第三条 一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定め

る国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 第一条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築
二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築
二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準)

第四条 法第四条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第四条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。
二 貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該占用予定者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該占用予定者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第五条 法第六条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十一条第二項において準用する同法附則第十四条第一項の規定による記載又は記録の申請

二 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十三条において準用する同令第八条第一項又は第九条第一項の規定による記載又は記録の申請

三 社債、株式等の振替に関する法律施行令第二十三条において準用する同令第十一条第一項の規定による記載又は記録の抹消の申請

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

○ 道路法等の一部を改正する法律案

(道路法の一部改正)

第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 自転車専用道路等（第四十八条の十三―第四十八条の十六）」を

「第六節 自転車専用道路等（第四十八条の十三―第六節の二 重要物流道路（第四十八条の十七―第

四十八条の十六）に、「第四十八条の十七―第四十八条の十九」を「第四十八条の二十一―第四十八条の二十二」に、「第四十八条の二十四―第四十八条の二十五」を「第四十八条の二十三―第四十八条の二十八」に改める。

第二十四条中「又は第十九条」を「第十九条」に改め、「まで」の下に「又は第四十八条の十九第一項」を加える。

第二十四条の二第一項中「、第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「、第四十八条の七第一項」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める」を「次に掲げる」に改め、「指定して道路」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
 - 二 幅員が著しく狭い歩道部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
 - 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合
- 第三十九条の七の次に次の二条を加える。

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十条第一項中「道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）」を「占用物件」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、同条に次の三項を加える。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第四十七条の二第一項中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二第二項」に改める。

第三章第八節中第四十八条の二十五を第四十八条の二十八とする。

第四十八条の二十四中「第四十八条の二十一各号」を「第四十八条の二十四各号」に改め、同条を第四十八条の二十七とする。

第四十八条の二十三を第四十八条の二十六とし、第四十八条の二十から第四十八条の二十二までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第七節中第四十八条の十九を第四十八条の二十二とし、第四十八条の十八を第四十八条の二十一とする。

第四十八条の十七第一項中「又は施設（以下）」の下に「この項において」を加え、「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十二」に改め、同条を第四十八条の二十とする。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 重要物流道路

（重要物流道路の指定）

第四十八条の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物を積載する車両（以下「貨物積載車両」という。）の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（重要物流道路の構造の基準）

第四十八条の十八 重要物流道路に係る第三十条第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定めなければならない。

（災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例）

第四十八条の十九 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これ

を行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

イ 重要物流道路

ロ 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

二 都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの 災害復旧に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第五項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「災害復旧を行う場合」の下に、「指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合」を加え、「第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六十九条第二項を次のように改める。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第六十九条第三項を削る。

第七十一条第一項中「若しくは認定」の下に「（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）」を加え、同条第三号中「詐偽」を「偽り」に、「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第二項中「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第三項中「前二項」を「第四十四条第四項又は前二項」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「場合」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条の二第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七十五条第六項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「場合」を「規定による損失の補償」に改める。

第九十一条第二項中「第七十二条」の下に「、第七十二条の二（第二項を除く。）」を加え、同条第四項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

第九十七条第一項第一号中「第四十七条の二第三項」を「第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」、第四十七条の二第三項」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項」に、「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

第九十一条第一号中「又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項」を「（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

第六十六条第二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第九十九条中「又は第二十七条」を「、第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第六項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加える。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十五号」を「第八条第一項第二十六号」に改める。

第八条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十二号を第三十三号とし、第二十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第八条第二項中「第二十七号、第三十三号又は第三十六号」を「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」に、「又は第三十三号」を「又は第三十四号」に、「前項第二十七号」を「前項第二十八号」に改め、同条第三項中「第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号」を「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」に、「第一項第二十七号」を「第一項第二十八号」に、「第一項第三十六号」を「第一項第三十七号」に改め、同項ただし書中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条第四項中「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十七号まで」を「第二十一号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」に、「第九号から第三十七号まで」を「第九号から第三十八号まで」に改め、同条第五項中「第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十七号」を「第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号」に改め、同条第六項中「第三十一号又は第三十二号」を「第三十二号又は第三十三号」に改め、同条第九項中「第一項第二十三号又は第三十四号」を「第一項第二十四号又は第三十五号」に改める。

第九条第一項第十一号中「前条第一項第二十四号」を「前条第一項第二十五号」に改める。

第十四条中「第六項」の下に、「第四十八条の十九第一項」を加える。

第十七条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、同項第三十二号中「第十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、同項第二十九号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第十七条第二項中「第二十三号、第二十七号、第二十九号又は第三十二号」を「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」に、「前項第二十三号」を「前項第二十四号」に改め、同項ただし書中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第三十条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十一条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十五条中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第十七条第一項第十九号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第三十六条中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第四十二条第三項中「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十号」に改める。

第四十四条第三項中「道路法」の下に「第四十四条第五項から第七項まで、」を加え、「第六十七条及び第六十九条」を「及び第六十七条」に改め、「において」の下に「、同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」とを加え、「同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分により」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」とを削る。

第四十六条第三項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「前項の場合に」を「前項の規定による損失の補償について」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号」を「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年度」を「平成三十年」に改め、「改築」の下に「又は修繕」を加える。

第三条中「第五十一条」を「第五十一条第一項及び第二項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付け)

第五条 国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者(道路法第二十四条の規定により特定連絡道路の道路管理者の承認を受けて当該特定連絡道路に関する工事を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。)に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の「特定連絡道路」とは、道路法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路(高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。)と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路(他の道路と平面で交差するものを除く。)であつて、当該重要物流道路と他の連絡道路(当該重要物流道路と

3 当該施設とを連絡する道路をいう。）が連結する部分における交通の混雑を緩和するため整備されるものをいう。
第一項の規定による国の貸付金及び当該貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）

（補助額）

第一条 次に掲げる都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に十分の五・五以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。

一 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等

2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。

一 農業、林業、鉱業又は工業のための資源の有効かつ適切な開発及び利用のために必要と認められる都道府県道等

二 市街地内の都道府県道等で自動車による定期的な貨客の運送が行われているもの

三 主要な交通中心地を相互に連絡する都道府県道等

四 前二号に掲げる都道府県道等に対する取付道路である都道府県道等

（工事完了の認定）

第二条 道路管理者は、法第一条第一項の規定による補助に係る工事を完了したときは、遅滞なく、国土交通大臣に完了の認定を申請しなければならない。

（工事の開始及び完了の告示）

第三条 国土交通大臣は、法第二条第一項の規定により道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外的一般国道の修繕をしようとするときは、あらかじめその路線名、区間及び工事開始の期日を告示しなければならない。工事の全部若しくは一部を廃止し、又は工事を完了するに至つたときにおいて、その路線名、区間及び工事の廃止又は工事完了の期日についても同様とする。

(国土交通大臣の権限)

第四条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項(第一号、第三十号、第三十三号及び第三十四号を除く。)及び第二項並びに第六条第一項及び第三項(第一号を除く。)の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(国の貸付金の償還期間等)

第五条 法第三条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法第三条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法第三条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

(権限の委任)

第六条 第一条第二項、第二条及び第三条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道道及び道の区域内の市町村道の管理に関する費用の負担）
 第三十二条 道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のため特に必要と認めて指定したもの（以下「開発道路」という。）の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用を除く。）については、法第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、新設、改築又は災害復旧に要する費用にあつては、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表に掲げる負担割合により国がその一部を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用にあつては、国の負担とする。

費用の区分		負担割合
(一)	新設又は改築に要する費用（(二)及び(三)に掲げる費用を除く。）	十分の八
(二)	防雪事業等に要する費用	十分の八・五
(三)	交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用	三分の二
(四)	災害復旧に要する費用	十分の七

- 2 国土交通大臣は、前項に規定する指定を行おうとするときは、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項に規定する指定は、当該道路の路線名及び区間を告示することによつて行う。

（道路管理者の権限の代行）
 第三十三条 道道又は道の区域内の市町村道に係る法第八十八条第二項の政令で定める割合は、前条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同項の規定により国が負担する割合とする。

（道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助）
 第三十四条の二の三 平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町村

二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

四 交通安全施設等整備事業として行われるもの

3 国は、道路管理者が道道又は道の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三十三号）第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が同令第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の構造の基準）

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

- 一 通行する自動車の種類に関する事項
 - 二 幅員
 - 三 建築限界
 - 四 線形
 - 五 視距
 - 六 勾配
 - 七 路面
 - 八 排水施設
 - 九 交差又は接続
 - 十 待避所
 - 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
 - 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項
- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（道路に関する費用の補助）

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合において、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

（道路に関する調査）

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に関し必要な調査を

その職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うことができる。

2 地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合においては、当該調査を行うおとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行うおとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 前各項に規定するものを除くほか、第三項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道等の特例)

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。

3 前項の規定により国土交通大臣が道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村は、政令で定めるところにより、第四十九条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

別表第二（第七条関係）

公安調査庁
国税庁
特許庁
気象庁
海上保安庁

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、

この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

7 この法律において「借地権」とは、借地借家法（平成三年法律第九十号）にいう借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつてゐる宅地をいう。

8 この法律において「施行区域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

○ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）

（半島循環道路等の整備）

第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

○ 道路構造令（昭和四十五年政令第二百二十号）（抄）

（車線等）

第五条 車道（副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

区分		地形		設計基準交通量（単位 一日につき台）	
第一種	第二級	平地部	平地部	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
	第三級	平地部	山地部	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	山地部	一三、〇〇〇	九、〇〇〇
	第二級	平地部	平地部	九、〇〇〇	八、〇〇〇
第三種	第三級	平地部	山地部	八、〇〇〇	六、〇〇〇
	第四級	平地部	平地部	八、〇〇〇	八、〇〇〇

第四種	第一級			山地部	六、〇〇〇
	第二級				一〇、〇〇〇
	第三級				九、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

第一種	区分		地形				一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）		
	第一級	第二級	平地部	平地部	山地部	山地部			
			第一級	第二級	第三級	第四級			
	第一級	第二級	第三級	第四級	平地部	山地部		山地部	平地部
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇		九、〇〇〇	一、〇〇〇
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に○・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。	第四種			第三種						第二種		
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級		第二級		第一級	第二級	第一級	
				山地部	山地部	平地部	山地部	平地部	平地部			山地部
	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要

がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができらる。

第三種		第二種				第一種				区分	
第一級		第二級		第一級		第四級		第三級		第二級	第一級
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	車線の幅員(単位メートル)	
三	三・五	三	三・二五	三・二五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・五	三・五	

第四種	第二級		普通道路		三・二五
			小型道路		
	第三級		普通道路		三
			小型道路		
第四級		普通道路		二・七五	
		小型道路			二・七五
第一級		普通道路		三・二五	
		小型道路			二・七五
第二級及び第三級		普通道路		三	
		小型道路			二・七五

5 第三種第五級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部さくさくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上

のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中
 央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種		第三種				第二種		第一種				区分
第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第一級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第一級	
	一				一・七五	一・七五	二・二五				四・五	中央帯の幅員(単位 メートル)
					一	一・二五	一・五		一・五		二	

第三級

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	第一種				第二種				第四種
	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級	
中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)	○・七五	○・五	○・五	○・五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五

	第二級	
	第三級	

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第七条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

（停車帯）

第九条 第四種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第九条の二 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
単線	三
複線	六

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、そ

他の場合にあつては○・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(植樹帯)

第十一条の四 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たつては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(曲線半径)

第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	曲線半径(単位 メートル)	曲線半径(単位 メートル)
六〇	一五〇	一五〇	一一〇
八〇	二八〇	二八〇	一三〇
一〇〇	四六〇	四六〇	三八〇
一二〇	七一〇	七一〇	五七〇

			五〇	一〇〇	八〇
			四〇	六〇	五〇
			三〇	三〇	
			二〇	一五	

(曲線部の片勾配)

第十六条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配（単位 パーセント）
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度がはなはだし い地域	六
		その他の地域	八
第四種	その他の地域		一〇
			六

(曲線部の車線等の拡幅)

第十七条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで

ない。

(緩和区間)

- 第十八条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一二〇	一〇〇
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(視距等)

第十九条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
	一二〇	一一〇
	一〇〇	一六〇
	八〇	一一〇
	六〇	七五
	五〇	五五
	四〇	四〇
	三〇	三〇
	二〇	二〇

2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）

第一種、第二種及び第一種
三種
普通道路

小型道路

三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇
一一	一〇	九	八	七		四	九	八	七	六	五	四	三	二
					六	五	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五

第四種										
小型道路					普通道路					
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇
一二	一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	一二
					一一	一〇	九	八	七	

(登坂車線)

第二十一条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十二條 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		縦断曲線の曲線形		縦断曲線の半径(単位 メートル)	
一〇〇	凸形曲線	凸形曲線	一、〇〇〇	凹形曲線	四、〇〇〇
八〇	凸形曲線	凸形曲線	一、四〇〇	凹形曲線	三、〇〇〇
六〇	凸形曲線	凸形曲線	一、四〇〇	凹形曲線	三、〇〇〇
五〇	凸形曲線	凸形曲線	八〇〇	凹形曲線	七〇〇
四〇	凸形曲線	凸形曲線	四五〇	凹形曲線	四五〇

(舗装)

第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(合成勾配)

第二十五条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一二〇	一〇
一〇〇	
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	一一・五

四〇	三〇	二〇

2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあつては、合成勾配ごうぱいは、八パーセント以下とするものとする。

(小區間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二条まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（路政課の所掌事務）

第一百七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路局の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- 二 道路の行政監督に関すること（道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 道路網の構成の基準の設定、国土開発幹線自動車道の道路網の立案、高速自動車国道の予定路線の決定並びに高速自動車国道及び一般国道の路線の指定に関すること。
- 四 主要な都道府県道及び市道の指定、北海道の開発道路の指定並びに積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第三条の規定による道路の指定に関すること。
- 五 共同溝整備道路及び沿道整備道路の指定に関すること。
- 六 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に関すること（道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 地方道路公社の行う業務に関すること（高速道路課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の施行に関すること。
- 九 軌道法第五条の規定による工事施行の認可、同法第七条の規定による工事の着手及びしゅん工の期間の指定及び同法第八条の規定による工事の執行に関すること。

附 則

（道路局路政課の所掌事務の特例）

第十六条 道路局路政課は、第一百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十年三月三十一日	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第二項の規定による道路の指定に関すること。
	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関すること。

平成三十七年三月三十一日

半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。

○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）

別表第一（第一条関係）

事業の区分		道路
		道 一般国
	(一) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業（以下この表において「土地区画整理事業」という。）に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十一年政令第十七号。以下この表において「財政特別措置法施行令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）	十分の八
	(二) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）	十分の七
	(三) 新設若しくは改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）で、財政特別措置法施行令第一条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第	十分の五・五

	<p>一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）</p>	
<p>県道</p>	<p>(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）</p>	<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>
<p>市町村 道</p>	<p>(一) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p> <p>(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）</p>	<p>十分の七</p> <p>十分の六</p>

(略)	
(略)	<p>(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）</p>
(略)	<p>十分の五・五</p>

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）
別表第一（第三十二条関係）

項	事業の区分	一～四	(略)	国庫の負担又は補助の割合	
		五	(略)		
道路	事業の区分	高速自動車国道	一般国道	新設又は改築	十分の九・五
			(一) 新設若しくは改築（いずれも(二)及び(三)に掲げるものを除く。）又は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道の修繕	十分の九・五（国土交通大臣以外の者の行う事業にあつては、十分の九）	
			(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業に係るものに限る。）	十分の九	
			(三) 新設又は改築（いずれも都市再開発法（昭和十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に係るものに限る。）	十分の八	
			(一) 新設若しくは改築（いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するものを除く。）又は修繕	十分の九	
			(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置	十分の八	

	<p>置に関する法律施行令第一条第五号に掲げる事業に該当するもので同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p> <p>(三) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百四十七条第一項の規定による土地区画整理を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）</p> <p>(四) 新設又は改築（いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>	十分の九
市町村道	<p>(一) 新設又は改築（いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するもので同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>	十分の八
	<p>(三) 新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するもの（同号に掲げる事業に該当す</p>	三分の二

備考(略)	七		
	六		
	二十		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(四) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。)	るものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百三号)第四条に定める通学路について実施するもの(以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。)に限る。)又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号若しくは第五号に掲げる事業若しくは同条第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するもの(同条第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除き、同号に掲げる事業に該当するものにあつては、横断歩道橋設置等事業として行われるものに限る。)
	(略)	十分の九	